

## 自立支援医療費（精神通院）における「重度かつ継続」の考え方

### 「重度かつ継続」の要件

主たる精神障害がICD-10 コードのF 0 ~ F 3 及びG 4 0 に該当すること。

上記 に該当しない（ICD-10 コードが F4 ~ F9）場合、以下のA、B両方に該当すると、3年以上の精神医療の経験を有する医師により、判定されたもの。

A：「現在の病状」において、精神病あるいはそれと同等の状態にあり、持続するか、消長を繰り返し、持続的な通院による精神療法や薬物療法を必要とすること（予防も含む）。

B：「治療方針」において、計画的・集中的な治療を継続して行う必要があること

1 「計画的であること」= 中・長期的な治療目標のもとに現在の治療が位置づけられていること。

2 「集中的であること」= 単なる対症療法的な薬物療法以上の治療が行われていること。

### 「重度かつ継続」に該当すると

所得区分「中間1」、「中間2」の場合、負担上限額が設定される。

所得区分「一定以上」の場合、自立支援の支給対象となるとともに、負担上限額が設定される。

← 一定所得以下 →		← 中間的な所得 →		← 一定所得以上 →	
← 「生保」 →	← 「低1」 →	← 「低2」 →	← 「中間1」 →	← 「中間2」 →	← 「一定以上」 →
0 円	1割負担 負担上限額 2,500 円	1割負担 負担上限額 5,000 円	1割負担 負担上限額 (医療保険の自己負担限度額)		公費負担の 対象外
			「重度かつ継続」(1割負担) 負担上限額 : 負担上限額 : 負担上限額 5,000 円 : 10,000 円 : 20,000 円		

■ 部分・・・自己負担については1割負担